

幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例			改 正 条 例		
○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日条例第25号)			○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日条例第25号)		
第1条～第12条 略			第1条～第12条 略		
別表（第6条関係）保育料金表			別表（第6条関係）保育料金表		
階 層 区 分		保育料の額（月額）	階 層 区 分		保育料の額（月額）
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	2,000円	第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	2,000円
第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯	9,000円	第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯	9,000円
第4階層	第1階層及び第3階層を除く市町村民税所得割課税世帯（50,000円未満）	10,000円	第4階層	第1階層及び第3階層を除く市町村民税所得割課税世帯（50,000円未満）	10,000円
第5階層	町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	11,000円	第5階層	町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	11,000円
第6階層	市町村民税所得割課税世帯（100,000円以上）	12,000円	第6階層	市町村民税所得割課税世帯（100,000円以上）	12,000円
備考			備考		
1 この表の第3階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。			1 この表の第3階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は		

現 行 条 例	改 正 条 例														
<p>2及び3 略</p> <p>4 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。</p> <p>(1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" data-bbox="129 1270 1093 1390"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>保育料の額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	保育料の額（月額）	第2階層	0円	第3階層	8,000円	<p><u>適用しないものとする。</u></p> <p><u>なお、支給認定子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定子どもの保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、<u>所得割課税額が77,100円以下の場合</u>は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。</p> <p>(1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" data-bbox="1176 1270 2139 1430"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>保育料の額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	保育料の額（月額）	第2階層	0円	第3階層	4,000円	第4階層	5,000円
階層区分	保育料の額（月額）														
第2階層	0円														
第3階層	8,000円														
階層区分	保育料の額（月額）														
第2階層	0円														
第3階層	4,000円														
第4階層	5,000円														

現 行 条 例

5 第2階層から第6階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。ただし、子どもの属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層の第2欄については、4に掲げる保育料の額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記5に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額
イ 上記5に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額×0.5
ウ 上記5に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

改 正 条 例

第5階層	5,500円
------	--------

5 第2階層から第6階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、保育児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層から第5階層までにおける次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「4に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。

第1欄	第2欄
ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる保育児童	保育料金表に定める額
イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる保育児童	保育料金表に定める額×0.5
ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の保育児童から順に3人目以降となる保育児童	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

6 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、5に関わらず、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、4に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる保育児童の保育料は0円とする。

第1欄	第2欄
-----	-----

現 行 条 例	改 正 条 例	
	<u>ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童（4に掲げる世帯に属する保育児童を除く。）</u>	<u>保育料金表に定める額×0.5</u>
	<u>イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる保育児童（4に掲げる世帯に属する保育児童を除く。）</u>	<u>0円</u>
	<u>（注） 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</u>	